

中国の商標審査審理指南について (方式編)



北京魏啓学法律事務所

王艶

中国弁護士・商標弁理士

北京魏啓学法律事務所は2008年に創立され、主に知的財産権などの法律業務を取扱う法律事務所である。前身は北京林達劉知識産権代理事務所の法務部である。現在に至るまで、商標権、専利権、著作権、不正競争等を巡る知財侵害紛争および技術契約などの知財業務などを大量に扱い、数多くの実績および経験を積んでいる。王艶氏は2007年に北京林達劉知識産権代理事務所に入所し、商標弁理士として商標業務全般を取り扱い、2019年から北京魏啓学法律事務所に入所し、弁護士として商標訴訟事件も担当している。

【概要】

2021年11月16日、中国国家知識産権局（CNIPA）は「商標審査審理指南」（以下、「指南」）を公表した（2022年1月1日より施行）。「指南」は、上編および下編の2編から構成されており、上編「方式審査・事務作業編」は、現行の各種商標業務の方式審査基準および事務作業の規範化を目的に新設された内容で、下編「商標審査審理編」は2016年版の「商標審査及び審理基準」に基づいて改訂されたものである。本稿では、上編の「方式審査・事務作業編」について紹介する。

「方式審査・事務作業編」は、中国国家知識産権局商標局の審査業務の重要な指導書であり、出願人が商標登録出願またはその他商標事務手続を申請するときのガイドラインにもなっている。具体的には、商標申請業務の方式審査、商品・役務および商標検索要素の分類、商標変更・更新・譲渡・その他の商標業務の審査、マドプロ国際商標登録出願の審査、商標出願の事務処理との5つの部分に分けられている。

【詳細内容の説明】

第一部分．商標申請の方式審査

第一部分は第1章～第5章から構成されている。第1章は方式審査の一般要件である。方式審査は商標申請を受領後、受理前の必須手続である。この段階では、書面による審査、一括告知、効率確保という3つの原則に従い、申請書類の合法性と完備性、費用の納付、法定期限について審査する。本章では、商標申請書類の基本要件、主体資格の要件、補正/受理/不受理の事由等が詳しく記載されている。

第2章～第5章はそれぞれ、商標出願、異議申立、審判案件、取消案件の方式審査である。各章ごとに、法的根拠、方式審査の内容、申請書類の具体的な要件、書類送達、期限計算、審査の結果などについて簡潔にまとめられている。

第二部分．商品・役務および商標検索要素の分類

第二部分は第6章～第9章から構成されている。まず、第6章では、商品と役務の分類について、法的根拠、分類原則、出願指定の原則と基本要件が細かく記載されている。

中国は、ニース協定の加盟国として、ニース分類を採用しており、商標登録部門はニース分類に基づいて「類似商品及び役務の区分表」を作成している。「区分表」は、ニース分類の商品・役務の項目を類似群に分けている。例外はあるものの、通常、同じ類似群に属する商品は類似商品に該当する。そのため、類似商品に該当するか否かを確認するとき、指定商品の所属類似群を先に判断する必要がある。出願人は、出願時に施行されているニース分類と「区分表」に基づいて指定商品を申告しなければならない。

第7章～第9章はそれぞれ、商標の文字検索要素（漢字、ピンイン（中国語の発音表記）、アルファベット、意識（外国語表記に対する中国語訳）、頭文字（イニシャル）（中国語：字頭）、数字）の分類（第7章）、商標の図形要素の分類（第8章）、商標その他検索要素（音声）の分類（第9章）についてである。分類の原則や方法について、具体的な事例を挙げながら、詳しく説明されている。

商標登録出願の審査において、審査官は商標局のデータベースで同一または類似商品における同一または類似する先行商標の検索のために、商標の構成要素を検索要素として分類し（例えば、漢字、少数民族の文字、外国文字、数字を含む商標を文字検索キーワード（検索要素）として漢字、ピンイン、英文字、意識、頭文字（イニシャル）、数字の 6 種類に分類）、指定商品を区分表に基づき商品の属する類似群を確定する必要がある。なお、出願人は、中国商標網（<http://wcjs.sbj.cnipa.gov.cn/>；2023 年 3 月現在つながりません）の「商标近似查询」を利用して、先行商標の有無を調査することができる。また、指南に記載されている検索要素の分類に基づいて、検索要素を特定して検索を行うと審査官の結果に近くなる。

第三部分. その他の商標業務の審査

第三部分は第 10 章～第 12 章から構成され、それぞれ変更類申請、処分に係る申請、更新に関する審査内容を説明している。上記商標業務は、方式審査と実体審査が明確な区分別がないため、審査業務全般をまとめて説明している。

第 10 章は、商標の書誌事項の変更申請の審査であり、商標登録者・出願人の名称または住所の変更、代理機構の変更、書類受取人の変更、および商標出願／登録事項の訂正という 4 つ部分に分けて、それぞれの法的根拠、主体資格、申請書類の要求、審査の結果などが記載されている。

第 11 章は、商標権の処分に係る申請の審査であり、譲渡または移転、使用許諾届出、質権登録、抹消登録等の手続について、法的根拠、申請書類の要件、受理/不受理、補正、許可/不許可の適用事由などを具体的に説明されている。移転について、法人が解散または破産し、清算過程における移転や、自然人が死亡した場合の移転などの特殊な移転申請の処理方法が明確化された。

第 12 章は、商標の更新の審査であり、法律根拠、申請書類の要件、申請人名称の記載方法、申請期限、審査の結果について記載されている。

なお、第三部分では、一部の既存の申請に関する指南や実務運用が明文化されている。例えば、代理機構の変更申請は出願中の商標に限定すること、悪影響を招きやすい譲渡を許可しないことなどが挙げられる。

第四部分. マドプロの審査

第四部分は第13章～第18章から構成され、中国を原出願国とするマドプロ出願と、中国を指定国とするマドプロ出願に分けて、それぞれの審査内容を説明している。

第13章は中国を原出願国とするマドプロ国際商標の出願に関する審査で、第14章はその更新、変更、登録抹消等の後続業務に関する審査である。申請人資格、申請書類の要件、申請書の記載方法に関する要件および内容が詳細に記載されている。

第15章は、中国を指定国とするマドプロ出願の異議申立の方式審査である。法的根拠、申請人資格、異議申立・答弁・補足資料および取下申請の提出期限、書式の要件、費用の納付および審査の結果について記載されている。

第16章～第18章は、中国を指定国とするマドプロ出願およびその後続業務の審査についてである。中国を指定国とするマドプロ出願について、CNIPAは方式審査を行わないが、実体審査のために、指定商品を中国語に翻訳する。実体審査の基準は国内商標出願と同じである。中国を指定国とするマドプロ出願の後続業務について、第17章には国際登録の国内移行出願、国際登録の訂正などを含め、第18章には国際登録の変更、更新、譲渡、指定商品削除、抹消などを含め、それぞれの法的根拠、審査の結果について記載されている。

第五部分. 商標出願の事務処理

第五部分は第19章～第25章から構成され、事務処理手続について詳細に記載されている。第五部分を参照することにより、手続上直面する問題の大半が解消す

と思われる。

第 19 章は商標申請書類の受取であり、申請ルート、申請書類の要件、提出手続、提出日と期限の算定方法、代理機構の届出に関する審査の内容が記載されている。

第 20 章は商標費用であり、費用の種類、納付期限と方法、費用が返却（還付）請求できる状況や返却（還付）手続などについて説明されている。

第 21 章は商標書類の送達であり、送付方法（郵送・直接交付・電子送達・公告送達）、受取人、送達日の算定、および書類返送の処理などが記載されている。

第 22 章は証明書の発行または再発行の申請に関する審査に関する内容で、優先権証明書の発行、マドプロ国際商標の登録証明の発行、および変更・譲渡・更新の証明の再発行、商標登録証の再発行について記載されている。それぞれの法的根拠、申請書類、申請人、商標に関する要件、および審査の結果について記載されている。

第 23 章は商標ファイル記録であり、商標ファイル記録の内容、保存範囲と期限、整理・保管・廃棄の方法、外部閲覧と複製の対応などが記載されている。

第 24 章は商標公告であり、30 種類の商標公告の内容が記載されている。またマドプロ国際登録公告についても説明されている。

第 25 章は電子出願の関連規定であり、電子出願の利用者、電子証書、電子出願の受取と通知書の発行、電子登録証などの内容が記載されている。

【まとめ】

本稿で示したように、指南の「方式審査・事務作業編」には、申請書類の要件、補正、オフィスアクションの適用事由、期限設定および書類送達等に関わる事項が細かく規定されている。初めて明文化された内容が多く、実務者および商標出願人にとって非常に役立つ内容になっている。

【ソース】

「商標審査審理指南」公表（国家知識産権局公告第 462 号）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/11/22/art_74_171575.html

『「商標審査審理指南」に関する解説』公表

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/2/art_66_171840.html

「商標審査審理指南」（2021）（中国語）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220101_3.pdf

「商標審査審理指南」『上編 方式審査・事務作業編』（日本語）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20220101_1.pdf

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）